

■ご利用料金について

(1) ①短期入所生活介護事業所併設型個室利用費(1日につき)

1. ご契約の要介護度とサービス利用料金	要介護 1 5,960 円	要介護 2 6,650 円	要介護 3 7,370 円	要介護 4 8,060 円	要介護 5 8,740 円
2. サービス利用に係る自己負担額 (1割負担の場合)	596 円	665 円	737 円	806 円	874 円
3. サービス利用に係る自己負担額 (2割負担の場合)	1,192 円	1,330 円	1,474 円	1,612 円	1,748 円
3. サービス利用に係る自己負担額 (3割負担の場合)	1,758 円	1,995 円	2,211 円	2,418 円	2,622 円

②介護予防短期入所生活介護事業所併設型個室利用費(1日につき)

1. ご契約の要介護度とサービス利用料金	要支援 1 4,460 円	要支援 2 5,550 円
2. サービス利用にかかる自己負担額 (1割負担の場合)	446 円	555 円
3. サービス利用にかかる自己負担額 (2割負担の場合)	892 円	1,110 円
4. サービス利用にかかる自己負担額 (3割負担の場合)	1,338 円	1,665 円

(2) その他加算

・送迎加算費用

1. 送迎費(片道)	1840 円
2. サービス利用に係る自己負担額 (1割負担の場合)	184 円
2. サービス利用に係る自己負担額 (2割負担の場合)	368 円
3. サービス利用に係る自己負担額 (3割負担の場合)	552 円

紀北町以外への送迎の場合

送迎片道 10km 未満 300 円 (自己負担)
以降 10km 毎 300 円

・サービス提供体制強化加算Ⅲ

1. サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	60円
2. サービス利用に係る自己負担額(1割負担の場合)	6円
3. サービス利用者に係る自己負担額(2割負担の場合)	12円
4. サービス利用者に係る自己負担額(3割負担の場合)	18円

・介護職員処遇改善加算

(1) 及び (2) より算定した単位数(自己負担額)の1000分の83に相当する金額

・介護職員等ベースアップ等支援加算

(1) 及び (2) より算定した単位数(自己負担額)の1000分の16に相当する金額

食事料金

食事の提供に要する費用	通常(第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載された額			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
日額	1580円	300円	600円	1,000円	1,300円
朝食	300円				
昼食	650円				
夕食	630円				

滞在に要する費用

滞在に要する費用	通常(第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
従来型個室	1日1,171円	1日320円	1日420円	1日820円	1日820円

・料金例①(2泊3日の場合)

紀北町在住の要介護3で負担割合1割 負担限度額3段階①の方の場合

初日: 利用費737円+送迎加算184円+サービス提供体制加算6円+介護職員処遇改善加算77円+介護職員等ベースアップ等支援加算15円+食費1,000円(昼夕)+滞在費820円 合計2,839円

2日目: 利用費737円+サービス提供体制加算6円+介護職員処遇改善加算62円+介護職員等ベースアップ等支援加算12円+食費1,000円(朝昼夕)+滞在費820円 合計2,637円

3日目: 利用費737円+送迎加算184円+サービス提供体制加算6円+介護職員処遇改善加算77円+介護職員等ベースアップ等支援加算15円+食費950円(朝昼)+滞在費820円 合計2,789円

2泊3日の場合 合計8,265円の自己負担となります。

・料金例②（2泊3日の場合）

紀北町在住の要介護3で負担割合1割 負担限度額3段階②の方の場合

初日：利用費 737 円＋送迎加算 184 円＋サービス提供体制加算 6 円＋介護職員処遇改善加算 77 円＋介護職員等ベースアップ等支援加算 15 円＋食費 1,280 円（昼・夕）＋滞在費 820 円 合計 3,119 円

2日目：利用費 737 円＋サービス提供体制加算 6 円＋介護職員処遇改善加算 62 円＋介護職員等ベースアップ等支援加算 12 円＋食費 1,300 円（朝昼夕）＋滞在費 820 円 合計 2,937 円

3日目：利用費 737 円＋送迎加算 184 円＋サービス提供体制加算 6 円＋介護職員処遇改善加算 77 円＋介護職員等ベースアップ等支援加算 15 円＋食費 950 円（朝昼）＋滞在費 820 円 合計 2,789 円

2泊3日の場合 合計 8,845 円の自己負担となります。

■ご利用方法

担当のケアマネージャー（介護支援専門員）に利用希望日時を伝えて頂くか、直接ご連絡頂ければ日程調整をさせていただきます。

■ご利用条件

要支援・要介護の認定を受けた方がご利用できます。

■提供サービス

日常生活全般の支援と介護、機能訓練、レクリエーションの提供を行います。

また、ご家族の身体的・精神的負担の軽減及び仕事・旅行などで一時的に介護ができない場合などにご家族に代わってサービス提供を行います。